

地 域 福 祉 課

地域福祉課事業概要

地域福祉課は、平成 25 年度の組織改正により地域保健福祉課から分かれ、地域福祉事業を主業務とし、配偶者暴力相談支援事業等の専門的業務を実施している。

また母子保健事業の一部について、地域保健課と連携しながら実施している。

1 地域福祉事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市の区域に配置されている委員の委嘱・解嘱事務及び活動費、交付金に関する業務を行っている。

(2) 児童福祉

母子家庭の自立支援を図ることを目的として児童扶養手当の支給や、重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を育てている家庭に支給される特別児童扶養手当の支給に関する認定事務を行っている。

(3) 母子・寡婦福祉資金

「母子及び寡婦福祉法」により、母子・寡婦福祉資金の審査・貸付に関する事務及び母子自立支援員による母子家庭、寡婦の生活一般の相談指導等を行っている。

(4) 高齢者福祉

満百歳者に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

(5) 身体障害者福祉・知的障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

(6) 戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の支給及び修理を行っている。

また、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

(7) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため管内各市（松戸市、流山市、我孫子市、柏市）の指導監査を行っている。

(8) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

平成 16 年 10 月に設置された中核地域生活支援センターに関し、運営要綱に基づき松戸圏域（松戸市、流山市、我孫子市）の関係機関と保健福祉活動の充実のための連絡調整会議を開催している。

2 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき配偶者暴力相談支援センターに指定されている。DV 被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

3 母子保健事業

医療給付事業のうち、自立支援医療（育成医療）、療育医療について地域福祉課で担当している。不妊対策事業のうち、特定不妊治療費助成事業について地域福祉課で担当している。特定不妊治療（体外受精・顕微受精）の費用の一部を助成している。

1 地域福祉事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表1-1 民生委員・児童委員配置状況（平成26年3月31日現在）（単位：人）

区分 市名	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任 児童委員	計	男	女
平成25年度	887	766	60	826	223	603
松戸市	538	476	34	510	138	372
流山市	163	136	13	149	42	107
我孫子市	186	154	13	167	43	124

(2) 児童福祉

ア 児童扶養手当

父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

認定事務は、各市に移譲されている。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表1-2-ア-ア- (ア) 児童扶養手当受給者数（単位：世帯）

市名	受給世帯数
平成25年度	—
松戸市	—
流山市	—
我孫子市	—

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表1-2-ア-イ 児童扶養手当受給者の世帯類型別（単位：世帯）

区分 年度	世 帯 類 型 別							計
	生別母子世帯		死 別 母子世帯	未 婚 の 母子世帯	障 害 者 世 帯	遺 棄 世 帯	そ の 他 の 世 帯	
	離 婚	そ の 他						
平成23年度	—	—	—	1	—	—	—	1
平成24年度	—	—	—	1	—	—	—	1
平成25年度	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 特別児童扶養手当

精神または身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (2) - イ 特別児童扶養手当受給状況

区分 市名	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
平成 25 年度	1,581	370	142	413	709	7	1	790	852
松 戸 市	596	168	51	188	207	2	-	358	258
流 山 市	201	45	18	51	93	-	-	96	111
我 孫 子 市	209	34	20	40	129	2	-	76	149
柏 市	575	123	53	134	280	3	1	260	334

(3) 母子・寡婦福祉資金

母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子福祉資金貸付状況

表 1 - (3) - ア 母子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市名	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚	特別児童扶養
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松 戸 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流 山 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我 孫 子 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市名	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松 戸 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流 山 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我 孫 子 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 高齢者福祉

ア 満百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣からの祝状及び記念品を贈呈している。

表1-(4)-ア 満百歳者（平成26年3月31日現在）（単位：人）

区分 市名	満百歳者	左の内訳	
		男	女
平成25年度	115	21	94
松戸市	75	13	62
流山市	20	6	14
我孫子市	20	2	18

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表1-(4)-イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給額（円）	支給実人員	支給総額（円）
平成23年度	4,700	4	150,400
平成24年度	-	-	-
平成25年度	-	-	-

(5) 身体障害者福祉・知的障害者福祉

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行なう手当の給付に対して補助金を交付している。

表1-(5)-ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市名	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成25年度	118	5,860,375	5	259,500
松戸市	4	207,600	4	207,600
流山市	18	830,400	1	51,900
我孫子市	96	4,822,375	-	-

イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成している。

表 1 - (5) - イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市名	件数	内容	補助金 (円)
平成 25 年度	20	特殊便器、入浴補助用具、他	213,333
松 戸 市	20	特殊便器、入浴補助用具、他	213,333
流 山 市	-	-	-
我 孫 子 市	-	-	-

ウ 障害者条例相談支援事業

「障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談や県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。また、市の推薦を受け知事に委嘱された地域相談員と連携を図って相談に応じている。

(ア) 広域専門指導員の活動状況

表 1 - (5) - ウ - (ア) 差別等に関する相談活動件数及び相談受付件数

区分	差別等 相談活 動件数	差別等相談活動件数の内訳						その他の 相談件数 実数
		電話	来所 面接	訪問 面接	関係機関 連絡・調 整	事例検討 会・会議	その他	
平成 25 年度	98	35	8	-	48	5	2	86

(イ) 地域相談員の委嘱

表 1 - (5) - ウ - (イ) 地域相談員委嘱状況

区分 市名	相談員数			
	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計
平成 25 年度	16	5	12	33
松 戸 市	9	3	11	23
流 山 市	7	2	1	10

*我孫子市は東葛飾障害者相談センターの管轄である。

(6) 戦傷病者の援護

ア 補装具の交付及び修理

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の交付と修理を行っている。

表 1 - (6) - ア 補装具の交付及び修理状況

(単位:円)

年度	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	交付	修理	計	交付	修理	計	交付	修理	計
件数	-	2	2	1	2	3	-	-	-
費用	-	293,672	293,672	172,937	134,846	307,783	-	-	-

イ 戦傷病者乗車券引換証の変更

戦傷病者の交付を受けた戦傷病者に対して、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

表 1 - (6) - イ 戦傷病者乗車券引換証の変更状況

年度	件数	甲種	乙種
平成 23 年度	-	-	-
平成 24 年度	-	-	-
平成 25 年度	-	-	-

(7) 児童手当事務指導監査

管内 4 市における児童手当事務について、指導監査を行っている。

表 1 - (7) 児童手当事務監査状況 (隔年実施)

市 名	24 年度 実施月	25 年度 実施月
松 戸 市	2 月	一月
流 山 市	2 月	一月
我 孫 子 市	2 月	一月
柏 市	2 月	一月

(8) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センターは、13の各健康福祉センターの圏域ごとに設置されている。

松戸圏域（松戸市、流山市、我孫子市）の関係機関との連絡調整会議を開催し、事業をサポートしている。

表1-8) 連絡調整会議開催状況

開催日	平成25年10月8日(火)
場所	松戸健康福祉センター会議室
内容	(1) ほっとねっと活動報告 (2) 障害者グループホーム等支援事業活動報告 (3) 生活困窮者支援の実践について事例発表2 (4) 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の進め方 (5) 各市(地域)との連携について
構成員・参加者	松戸市、流山市、我孫子市、社会福祉協議会、特別支援学校、 児童相談所、中核地域生活支援センターほっとねっと、 松戸健康福祉センター 計32名

2 配偶者暴力相談支援事業

平成16年6月1日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づいて配偶者暴力相談支援センターに指定され、事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、又は元配偶者からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表2 配偶者暴力相談支援状況

区分 年度	総相談件数			来所相談件数			電話相談件数			書面提出件数	通報件数
	総数	うちDV	内閣府報告分	総数	うちDV	内閣府報告分	総数	うちDV	内閣府報告分		
平成23年度	469	414	317	131	126	118	338	288	199	4	2
平成24年度	581	545	445	151	149	150	430	396	295	3	—
平成25年度	589	497	425	177	170	165	412	327	260	1	22

3 母子保健事業

(1) 育成医療

育成医療（障害者自立支援法第 58 条）は肢体不自由、視覚障害、聴覚、平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、内臓障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全による免疫機能障害を有し、これを放置すると将来障害を残すと認められるものに対し、指定医療機関において治療を受ける場合に医療の給付を行う。平成 25 年度から第 2 次一括法により市町村へ権限移譲されたため、新規給付 3 件のほか、記載事項変更 1 件、補装具 1 件であった。

表 3 - (1) 育成医療給付事業（新規申請分） (単位：件)

区 分 年 度	総 数	肢体不自由	視 覚 障 害	聴覚平衡 機能障害	音声・言語 機 能 障 害	先天性内臓 疾患その他
平成 23 年度	139	31	10	9	17	72
平成 24 年度	121	26	9	7	18	61
平成 25 年度	3	1	-	-	-	2
松 戸 市	2	1	-	-	-	1
流 山 市	1	-	-	-	-	1
我 孫 子 市	-	-	-	-	-	-

(2) 療育医療

療育医療（児童福祉法第 21 条の 9）は、結核で長期療養を必要とする児童を指定医療機関に入院させて医療給付を行うほか、学用品・日用品の給付を行うもので、平成 25 年度の申請者は 0 件であった。

(3) 不妊対策事業

ア 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく経費の助成を平成 17 年 1 月から開始している。

表 3 - (3) - ア 特定不妊治療費助成実施状況

年度	実件数	延件数
平成 23 年度	416	726
平成 24 年度	454	830
平成 25 年度	505	872